

公益社団法人物理オリンピック日本委員会

国際物理オリンピック日本代表選手候補者および日本代表選手選抜決定規程

令和 2 年 1 月 25 日 理事会承認

令和 2 年 6 月 27 日 理事会承認

令和 4 年 3 月 5 日 理事会承認

令和 6 年 3 月 2 日 理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、全国物理コンテスト物理チャレンジにおける、国際物理オリンピック日本代表選手候補者および日本代表選手の選抜決定に関して定める。

(物理チャレンジ参加者)

第 2 条 物理チャレンジに参加できる者は、当該物理チャレンジ開催年の 4 月 1 日現在、満 20 歳未満で、かつ大学等の高等教育機関に在学していないこととする。ただし、高等専門学校については、第 3 学年以下に在学している者は参加できることとする。外国籍の者の場合には前記条件に加え、日本国内の学校に在籍していることとする。

(日本代表選手候補者の選抜決定)

第 3 条 科学技術振興機構支援事業推進連絡調整会議は、全国大会（第 2 チャレンジ）参加者のなかから高校 2 年生以下およびそれと同等学年以下のもののうち、理論コンテストおよび実験コンテストの成績を合わせた総合成績で上位 12 位以内までの者を、翌年の国際物理オリンピックに派遣する日本代表選手の候補者として選抜する。

2. 決定後、辞退者が出た場合、次点者を繰り上げて候補者とすることはない。ただし、日本代表選手候補者研修の開始までに辞退者が生じた場合には次点者を繰り上げることがある。

(日本代表選手の選抜決定)

第 4 条 国際物理オリンピック派遣委員会は、日本代表選手候補者のなかから、研修およびチャレンジ・ファイナルにおける総合成績において、上位 5 名以内を International Physics Olympiad に派遣する日本代表選手として、上位 8 名以内を Asian Physics Olympiad に派遣する日本代表選手として選抜する。

2. 科学技術振興機構支援事業推進連絡調整会議は、上記の選抜結果を受け、International Physics Olympiad および Asian Physics Olympiad の日本代表選手を決定する。

3. 決定後、辞退者が出た場合、次点者を繰り上げて日本代表選手とすることがある。

(選抜の制限)

第 5 条 過去において、国際物理オリンピックの日本代表選手候補者または日本代表選手に選抜されたものが再び選抜されることは妨げない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。